

一日一斉「おもてなし遍路道ウォーク」に あなたも参加しませんか？



宍戸 栄徳

香川大学名誉教授
(NPO 遍路とおもてなしのネットワーク
事務局長)

Harunori
Shishido

1 来年の話になりますが2月29日(土)に一日一斉「おもてなし遍路道ウォーク」を行います。一日一斉「おもてなし遍路道ウォーク」というのは四国の遍路道をみんなで手分けして歩き、遍路道が「安全か」「道案内に問題はないか」「休憩する場所はあるか」などを点検して歩くというイベントです。一日一斉「おもてなし遍路道ウォーク」については本誌の2018年5月号に書かせて貰っていますが、今回は少し早めに紹介して皆さんにも参加して頂ければと考えています。2020年1月号には案内のチラシを同封して貰う予定です。

遍路道のウォーク・イベントは通常、遍路体験をします。遍路道を歩き、霊場のお寺をお参りして遍路の体験をしてもらうというのが一般的な形式です。私の所属するNPOでも「親子お遍路ウォーキング」というイベントを行っていて、小中学生の子供と保護者という条件で一般に参加者を募集して歩きます。これは子供の時に(歩いて)お遍路をするという経験をしてもらう事により、子ども達が大人になったときに、自分たちの意思でお遍路をしようと考えて貰えればとの思いで開催しています。いわば、遍路文化の次世代への継承を目指しています。小学校低学年でお遍路が出来るだろうかと心配されるかもしれませんが、意外と子ども達は元気です。むしろ保護者の方が先に疲れてしまうようなことも少なくありません。

2 それでは一日一斉「おもてなし遍路道ウォーク」と「親子お遍路ウォーキング」はどう違うのかももう少し詳しく説明します。四国遍路は世界遺産として登録されることを願って関係者や四国の皆さんが努力しています。当NPOでもそのためにいろいろな活動を行っています。世界遺産のためにはお遍路をする人がいることが不可欠で、お遍路さんがいてくれないと遍路自体が消滅してしまいます。お遍路という文化が残るためにはお遍路さんの存在が不可欠です。霊場寺院だけが残ってだれもお遍路をしていないのでは四国に遍路があると言えないし、まして世界遺産登録を実現することは不可能です。

お遍路が今後も継続して行われるには遍路道がきちんと整備されて残されていることが重要です。近年、サッカーの人気が高まり、野球をする子供が減っていると言われています。野球人口を増やそうとすれば子ども達に声を掛けて野球に興味を持たせ、野球をしてもらわないといけません。ただ、それだけで大丈夫でしょうか?野球をするには野球のできるグラウンドが必要です。野球をする子供と野球場を整備する人間の両方が同じように重要なのです。

お遍路でも同じ事です。霊場のお寺が立派に維持されるだけでなく、歩き遍路をする人のために遍路道が安心して歩けるように維持されていないと歩き遍路は出来ません。野球をする人のために野球場を整備する人が必要なのと同じように、お遍路をする人(お遍路さん)にはお遍路さんの歩く道を維持管理する人が必要なのです。

3 一日一斉「おもてなし遍路道ウォーク」はこの野球場を維持管理する事の最初の一步に相当することを四国の住民が協力して行って貰おうと考えています。身近な遍路道を歩いて点検し、遍路道に親しんでいただく事は、歩いた方にお遍路への親しみや関心を持って頂けるという効果もあると考えています。

お遍路さんにお接待をするとお遍路をするのと同じように功德を得られると言われています。四国に住んでいても、歩いてお遍路をして結願することは容易なことではありません。しかし、お接待の気持ちで身近な遍路道を歩いて点検することはそれほど難しい事ではないと思います。遍路道の点検ですので、必ずしも霊場寺院に立ち寄るように歩く必要もありません。

2月の末は丁度お遍路シーズンの始まる時期になります。四国を訪れてお遍路をしようとする人たちのためにあなたも今回から「四国へ地十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会も共催団体に加わった一日一斉「おもてなし遍路道ウォーク」に参加しませんか。

中央会だより 1

国東会長、「明日の地域づくりを考える四国会議」懇談会で要望

10月9日、ホテルニューオータニ東京（東京都千代田区）において「明日の地域づくりを考える四国会議」（四国経済連合会、四国地区中小企業団体中央会連絡協議会、四国商工会議所連合会、四国地区商工会連合会連絡協議会の経済4団体で構成）と自由民主党四国選出国会議員との懇談会が開催され、四国地区中央会を代表して本会の国東会長が出席しました。

懇談会では、四国会議側から「新時代における真の四国創生の実現に向けて」と題した提言について要望を行い、このうち国東会長からは「インバウンド拡大などによる観光振興」について説明、要望し、意見交換がなされました。

また、同日、四国会議各団体代表者により関係省庁及び自由民主党本部に対して要望活動が行われました。

【提言項目】

1. 四国の経済・産業活動の活性化の推進
2. 四国の持続的発展の基盤となるインフラの整備
3. インバウンド拡大などによる観光振興
4. 人口減少問題への対応
5. 東京一極集中の是正促進



▲要請事項について説明する国東会長

中央会だより 2

組合事務局代表者等研修会を開催

本会は10月3日、ホテルパールガーデン（高松市）において組合事務局代表者等研修会を開催し、組合役職員32名が出席しました。

まず始めに古川税理士より「消費税率の引上げ及び軽減税率制度の実施について」をテーマに、引上げとなる消費税や軽減税率と標準税率の判定について具体例を挙げての説明、各種経過措置、帳簿及び請求書等の記載と保存方法について実務面を中心に説明を行いました。



▲会場の様子



▲講師の古川税理士

続いて、キャッシュレス・ポイント事務局である笹川裕成氏を講師にお迎えし、「キャッシュレス・消費者還元事業（ポイント還元事業）概要」をテーマに昨今話題となっている「キャッシュレス決済」に関して、制度の概要や事業者の生産性や消費者の利便性向上、補助対象事業者の確認・登録方法について解説がありました。複雑な仕組みということもあり、出席者の方々は熱心に受講されていました。

会員ニュース

島めしフェスティバル2019 ～小豆島佃煮王決定戦～が開催される

小豆島調理食品工業協同組合

9月29日、小豆島産の食品を知ってもらおうと、小豆島ふるさと村(小豆郡小豆島町)にて「島めしフェスティバル2019～小豆島佃煮王決定戦～」が開催されました。

本フェスティバルでは、地元の食品加工業者12社が、それぞれ自慢のつくだ煮を持ち寄ってブースを設け、参加者が各ブースを巡回し投票を行う小豆島佃煮王決定戦が開催されており、大勢の方々を訪れ、楽しみながら食べ比べが行われていました。投票の結果、丸虎食品工業株式会社の「ししゃもきくらげ」が佃煮王に輝きました。

その他、島内の園児や高校生らのステージイベント等趣向を凝らした催しも実施され、島民の方以外の参加者も多数来場し、地場産業の魅力を再確認していました。



▲優勝者に贈られたベルトとトロフィー

お知らせ

国家公務員倫理月間について

【国からのお知らせ】12月1日～31日は「国家公務員倫理月間」です!

国家公務員倫理審査会では、毎年、国家公務員倫理週間を設け、様々な啓発活動を行っていますが、本年度は、国家公務員倫理審査会創立20年の節目であること、昨今の公務員倫理をめぐる情勢等を踏まえ12月1日(日)～12月31日(火)を『国家公務員倫理月間』とし、各種啓発活動を実施することといたしました。

企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。企業と「利害関係」(契約関係、許認可の申請、立入検査を受ける等)のある国家公務員に対し、例えば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が倫理法違反に問われます。

- ・ 金銭、物品等の贈与をすること
- ・ 車による送迎など無償のサービスを提供すること
- ・ 供応接待をすること(「割り勘」による飲食は可能)

これらの行為のほかにも禁止される行為があります。詳細は、国家公務員倫理審査会ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jinji.go.jp/rinri/>

また、「利害関係」がない場合でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を行うと、それを受けた国家公務員が倫理法違反に問われます。具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関又は倫理審査会にお問い合わせください。なお、国家公務員倫理法令に反すると疑われる行為に気付かれた際には、「公務員倫理ホットライン」へご連絡ください。

◆公務員倫理ホットライン◆

【電話】03-3581-5344 (土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9:30～18:15)

<https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho/tuuho.html>

※通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

《担当》

国家公務員倫理審査会事務局
〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3
電話(代表) 03-3581-5311

特集

令和元年7月16日に、「中小企業強靱化法(中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業経営強化法等の一部を改正する法律)」が施行されました。本稿では、背景について紹介すると共に、本法律の柱である「事業継続力強化計画」について説明します。

中小企業強靱化法について 中小企業等経営強化法等の一部改正

1. 背景

近年の自然災害の頻発化・大規模化、また経営者の高齢化によって、多くの中小企業者の事業継続が危ぶまれる事態が顕著になってきており、将来に渡って危惧されています。

そこで、国は中小企業の事業活動の継続に資するために、中小企業の災害対応力を高めるとともに、円滑な事業承継を促進する必要があると考え、本法律を制定しました。

具体的な措置として、

- (1) 中小企業・小規模事業者の事業継続力の強化
- (2) 中小企業の経営の承継の円滑化
- (3) その他(関係者の関与による基盤強化等)

が挙げられます。

- (1) 中小企業・小規模事業者の事業継続力の強化においては、①事業継続力強化に対する支援(中小企業等経営強化法改正)と②商工会・商工会議所による小規模事業者の事業継続力強化の支援(小規模事業者支援法改正)が含まれます。
- (2) 中小企業の経営の承継の円滑化(承継円滑化法改正)においては、個人事業者の事業承継(生前贈与)を円滑に進めるために、遺留分(民法上、最低限保証されている相続人の取り分)に関する民法特例の対象が個人事業者へも拡大されます。
- (3) その他(関係者の関与による基盤強化等)においては、一定の要件を満たす中小企業者等が社外高度人材(プログラマー・エンジニア、弁護士・税理士・会計士等)を活用して新事業分野を開拓する計画の認定制度を創設し、認定を受けた者に対し金融支援・税制支援を講ずるものです。



▲甚大な被害をもたらした西日本豪雨(岡山県倉敷市真備町)

2. 事業継続力強化計画について

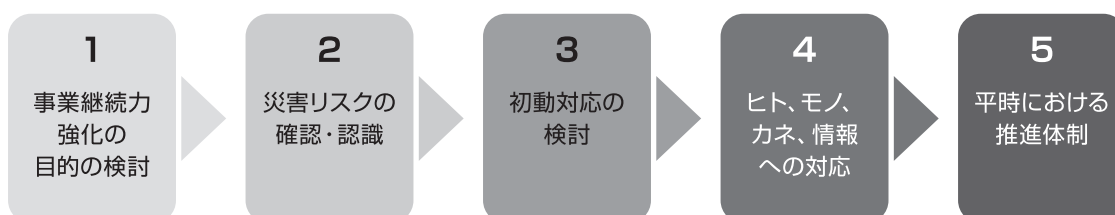
「事業継続力強化計画」は、事業継続力の獲得に向けた最初の一步に位置づけられており、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指すものです。言い換えれば、事業継続計画(BCP)の簡易版とも言える内容となっております。

新たに設けられた「事業継続力強化計画認定制度」とは、中小企業及び企業組合、協業組合、事業協力組合等が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。

認定を受けた中小企業及び企業組合、協業組合、事業協同組合等は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用いただくことが可能になるだけでなく、認定を受けることで取引先企業などからの信用力の向上が期待できます。

事業継続力計画の申請には、**単独の企業で作成・申請する「事業継続力強化計画」と、複数の企業及び組合が連携して計画・申請する「連携事業継続力強化計画」**があります。

申請にあたっては、主に以下の5つの手順を通じて申請書を作成します。



3. 支援措置について

(1) 金融支援

①日本政策金融公庫による低利融資

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受けることができます（融資のご利用にあたっては、別途日本政策金融公庫の審査が必要となります。）。

②中小企業信用保険法の特例

中小企業者は、事業継続力強化計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

※各種金融支援のご活用を検討している場合は、事業継続力強化計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。①②の番号は上記の各種金融支援番号と一致しています。

番号	機関の名称／問い合わせ窓口	電話
①	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル	0120-154-505
②	(一社)全国信用保証協会連合会 各都道府県の信用保証協会	03-6823-1200 各都道府県の信用保証協会

(2) 税制優遇

中小企業防災・減災投資促進税制では、認定された事業継続力強化計画に従って取得した一定の設備等について取得金額の20%の特別償却が適用できます。

【適用対象者】

青色申告書を提出する中小企業者等で、中小企業等経営強化法第50条第1項又は第52条1項の認定を受けた同法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者です。

【適用期間】

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年7月16日）から令和3年3月31日まで。期間内に対象設備を取得又は製作若しくは建設し、事業の用に供する必要があります。

※本税制の適用にあたっては、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

(3) 補助金（ものづくり補助金等）の優先措置

平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の2次公募では、事業継続力強化計画の認定取得によって加点評価されました。

(4) 連携企業や地方自治体等からの支援措置

(5) 中小企業庁HPでの認定を受けた企業の公表

(6) 認定企業が活用できるロゴマーク

会社案内や名刺で認定のPRが可能となります。



※詳細は、中小企業庁HPをご参照ください。





<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#tebiki>

「消費税増税前の特需は少ないといわれているが、2019年9月 景況感は改善傾向」

























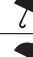


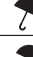
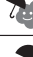

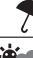
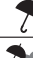













製 造 業	食料品 	<ul style="list-style-type: none"> ● 10月1日から外国産小麦が8.7%引き下げとなる。小麦粉は来年1月から原料小麦が下がったことにより値下げとなるが引き下げ金額は、大手各製粉会社から近いうちに順次発表される予定。(製粉製麺) ● 日本冷凍食品協会による7月の冷凍食品生産数量は、前対99.1%となり、5カ月連続の前年割れとなった。その結果、1月～7月累計は、前年対比98.4%となった。前年を上回るカテゴリーは、菓子類が104.5%と好調に推移し、前年を下回るものは、フライ揚げ物94.2%、フライ類以外の調理食品99.4%と苦戦している。(冷凍食品) ● 平成31年4月から令和元年9月までの組合員の業況は、ほぼ前年並みの売上高を維持しているのではないかと推測される。当組合の前年同期比の出荷数量においても上半期が終了した9月末では、ほぼ前年並みに回復している。消費税増税後の10月以降、食品関連では軽減税率8%で消費されるが、消費動向を観察したい。(醤油)
	繊維・同製品 	<ul style="list-style-type: none"> ● 異業種(靴下業界)の参入やホームセンター、100円ショップでの廉価商品の影響が多分にあり、売り上げに大きく影響している。秋冬物の手袋は、おおよその受注が終わった感があるが、対前年比80%程度となっており、手袋全体の見通しは大変厳しい状況に変化はみられない。特に皮革手袋への影響は大きく、高価格帯の手袋は厳しい状況で、店頭での販売価格の低下に加え、製造国での人件費・材料費の高騰も価格に反映できない状況である。また、10月からの消費税増税も懸念される。(手袋)
	木材・木製品 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費税増税前の駆け込み需要は後半になって増加したが、大きな売上増とはなっていない。当月は、組合員各社において地元開催イベントに参加する等BtoCの販路開拓に接点、きっかけを見いだしと動いている。ブランド化の推進については協議段階だが、前進させていきたい。(家具) ● 製材工場は原木高が続いている。プレカット工場は消費税増税に対して住宅、木材は特需もなく、期待外れであった。木材市場は8月の台風、長雨の影響で原木の出材が減少したため、製品の入荷量がやや少ない。消費税増税の駆け込み需要もほぼ見られない。(製材) ● 増税前の駆け込み需要等を期待したが、大きな変化はなかった。(木材)
	印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ● 昨今の印刷業界の景況については、右肩上がりが続いており、中小企業が大半を占める中で、需要確保するため、技術向上、企画力強化、設備投資、人材確保、事業承継等の問題を少しでもクリアしている事業所は現状維持が売上・利益向上が計られているように推察できる。しかし、政府主導の「働き方改革」の施策により、各個人の所得が増えて、景気が回復するという見通しはつかないと考えている。また、県単位で考えるのであれば、県・市民税が県・市民のために使うものであるなら、県市町村の施策発注は地元が発注にすべきである。(印刷)
	窯業・土石製品 	<ul style="list-style-type: none"> ● 連合会共販により積算価格、市況の改善は進んできている。検討課題として対外的に組織の強化、内的には合理化など、広域協組等を含め検討が必要。(生コン) ● 増税前の駆け込み需要で一部の事業所の稼働率が上がっている。前回の増税時と違い、今回は事業所に対し、均一な売上げの増加に繋がっていないのが特徴である。(石材加工)
	鉄鋼・金属製品 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作機械、射出成形機向けが一部減少。船用、農機具は横ばいである。(鋳物) ● 組合員の中でも依然として忙しい、めっきり減少している、と分かれている現況である。世界情勢が経済にもじわりと影響を与えている感もある。いよいよ働き方改革(有給休暇5日付与等)が本格的に実施されたが、生産性向上につなげられてはいない。(鍍金) ● 県内の中小型物件の見積件数は少ないものの先月同様、現状の工場稼働率は高水準をキープしている。しかし、働き方改革の対応・技術者技能者の確保など現状課題が山積しており、当組合員企業でも外国人の人材が増えている。(建設用金属)
	輸送用機器 	<ul style="list-style-type: none"> ● 業況は先月と特に変化はない。スポット作業者が少し増えたが、全体的には人員の変動はあまりない。(造船)
その他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 業界全体にボリウチの受注が減少傾向にある。(団扇) ● 10月の消費税増税を前にして特に大きな変化はなかった。むしろ、今後の中国製の漆の値上がりがか心配である。(漆器) ● 9月の業況は、前年同月と比べて防衛省の仕事の分だけ増加している。また、月の後半から同業他社も消費税の駆け込みで売り上げが前年同月より少し増加している。しかし、この反動で来月からの売り上げがどうなるか。業界で懸念している。(綿寝具) 	
非 製 造 業	小売業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内では大きな台風被害もなく、果菜類も多少は不足した時もあったが、おおむね問題はない。単価が前年より少し安価で売り上げ、数字があまり出てない。(青果物) ● サウジアラビアのテロ攻撃による原油の値上がりにより元売即売価格が4.5円程度上昇するも過当競争の影響から小売価格に反映されおらず、厳しい状況である。また、高松市内に県外大手安売業者がSSを10月に新規オープンさせるため、周辺を含めて価格競争により当面、厳しい経営が予想される。(石油) ● 高齢者宅の無料安全点検訪問活動は今回で8年連続で実施している。今年度も9月1日から30日の1ヶ月間実施した。この活動は通年事業と位置づけられている。地域店が自店の商圏内に対する貢献活動とアピールすることが主旨となっている。急速な高齢化が進む中、家電製品の安心、安全な使い方の周知やアドバイスはもちろん、省エネにつながる使い方や商品の手入れ方法を教えてほしいという声は日々、強まっている。同活動を通じて様々な情報を周知したり、複数のリコール対象商品の発見につなげることも目指しており、毎年のようにリコール対象商品が発見されている。また、全国各地で行政と一体となって取り組んでいる商組支部もあり、まさに地域に根ざした活動である。(電機)
	商店街 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費税増税前の駆け込み需要は、一部の高級品(宝飾品、時計、アパレル、家電品)のみであり、中には前年の2倍を超える売上をつくるブランドもあり、全体売上の底上げにつながった。しかしながら、その他の中低価格の商品では目立った駆け込み需要はなく、増税後に備えた消費緊縮の生活防衛へ向けた動きとなり、商品の価格帯や客層で明暗を分ける形となった。増税後は、キャッシュレス決済時に一部店舗でポイント還元も行われるが、消費者の期待とはうらはらに10月のスタート時点での参加店舗は想像以上に少なく、消費者の購買意欲が削がれる懸念は払拭できないでいる。手続き等の問題もあり、徐々に参加店は増えるものと思われるが、日用品での活用を除いては消費を押し上げるほどの影響力は見られず、増税による消費緊縮がさらに強まらないことを祈るばかりである。軽減税率導入は、決定時には運用が複雑であり、分かりにくいとの声も多かったが、10月以降はコンビニやスーパーでの買い物に有効であり、長い目で見て消費環境には恩恵が多いと感じる。(高松市)

9月の県内景況は、前年同月と比べて業界の売上高DI値は-22.9ポイントで前月調査の-33.3ポイントから10.4ポイントの改善となった。収益DI値は-16.7ポイントで前月調査の-18.8ポイントから2.1ポイントの改善となった。景況DI値は-18.8ポイントで前月調査の-25.0ポイントから6.2ポイントの改善となった。

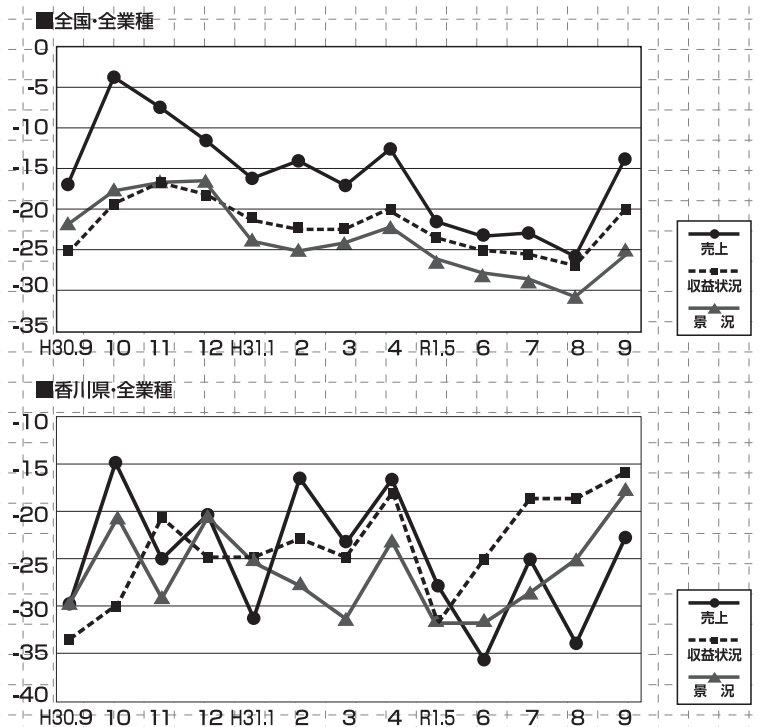
景況感は消費税増税前の特需は少ないといわれているが、改善傾向となっており、全体感として影響を受けたものとみられる。

非製造業	商店街 	<ul style="list-style-type: none"> ●大型店は次々とキャッシュレス決済に対応し、セール、セールで人が流れていく。商店街は取り残されるばかりである。10月からのプレミアム商品券の取扱いができる店は何軒くらいあるのだろうか。(高松市) ●軽減税率の対応に混乱している。中小企業等からは反対意見が多い。(坂出市) ●気温の高い日が続き、業況はとにかく悪かった。消費意欲というものが、まったく感じられない。消費税増税の駆け込み需要も皆無だった。(丸亀市) ●先日、取り引きのある大手衣料品メーカーが今後の方針として、全社の売上のうち、現在のWeb販売比率を13%から50%に引き上げると発表した。いよいよ中小小売リアル店舗のいっそうの淘汰が始まるようだ。化粧品業界でも専門店(リアル店舗)向けには定価販売指導の商品が割安でネット販売を開始した。良い話をしたいけれど無い。(観音寺市)
	サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> ●売上が消費税増税前の駆け込み需要で若干増加した。依然として下請け等の確保、営業・デザイン・現場管理等の人材採用が困難である。(ディスプレイ) ●新設のホテルが多く、また、瀬戸内国際芸術祭の効果も少なく、悪い方向へシフトしている。好調なホテルも低単価化が進み、稼働率低下も相まって厳しい状況である。年間何日かのホテルが足りないという状況でホテル不足という声は全く的外れである。(旅館) ●10月からの消費税率の引き上げに伴って始まるキャッシュレス決済について決済事業者や種類が多く、どれを導入すればよいか分からないとの問い合わせもあり、当面、自店の顧客の動向見守り状態の組合員が多く見かけられる。また、高松市内店舗については、高松市のプレミアム商品券もあり、対応に苦慮している模様である。(美容)
	建設業 	<ul style="list-style-type: none"> ●業界における高齢化が深刻な状況の中、事業の円滑な継承のため、若年従業員の入職促進・育成が急務となっている。働き方改革に伴う週休2日の工事が徐々に増えつつあり、業界としても対応を迫られているが、休日の増加に伴う人件費の高騰を補うだけの経費が十分には見込まれていないため、今後、将来にわたり経営を圧迫することにもなりかねない。(総合建設) ●消費税増税の影響で駆け込み需要が多少あったが、10月からの落ち込みが心配される。(板金工事)
	運輸業 	<ul style="list-style-type: none"> ●香川県内のタクシー業界は、長期にわたり低迷を続けている。営業収入、輸送人員とも減少し続けており、危機的な経営状況にある。また、乗務員不足が一段と深刻化しており、タクシーの稼働率が低下を続けている。(タクシー) ●令和元年8月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、0.8%増となり、対前月比では△7.6%減となった。また、8月分利用車両数の対前年同月比は、△0.5%減となった。(トラック) ●ヤマトホールディング(HD)は9月4日、10月の消費税増税を機に宅配便の個人向け新料金を発表した。現金払いを実質値上げしてキャッシュレスで決済すれば割引が受けられる荷物持ち込みサービスへの移行を促す。現金払いは10円単位とし、端数分を切り上げるため実質値上げとなる。キャッシュレス決済では1円単位で転嫁するため割安になる。宅配便の支払いは現金でのやり取りが多く、ドライバーの配達作業の効率化を阻んできたため、効果が期待される。また、ヤマトHDは9月3日から利用客がスマートフォンで発送作業を完了できるサービスを始めた。直営店などに荷物を持ち込めば基本料金の割引サービスが受けられる。キャッシュレス決済とともに省力化につなげる。(貨物)

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況	
製造業	食料品			
	繊維・同製品			
	木材・木製品			
	印刷			
	窯業・土石製品			
	鉄鋼・金属製品			
	輸送用機器			
	その他			
非製造業	卸売業			
	小売業			
	商店街			
	サービス業			
	建設業			
	運輸業			
	その他			

DI値の推移 (対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。
<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

総合金融サービスのご案内

経営ニーズへの対応

M & A	企業の紹介・企業価値の算定から諸条件の調整・最終履行までお手伝いいたします。
事業承継対策	事業を承継される個人・法人の方に対し、株式取得資金をはじめとするあらゆる資金ニーズに対応いたします。また、専門家と連携した自社株対策や、オーナーが後継者に自社株を売却した際の資金運用手段のアドバイス、後継者がいない場合のM&Aのサポートも行います。
ビジネスマッチング	商工中金の全国ネットワークを使って、仕入先・販売先、技術・業務提携先など法人のお客さまの本業支援につながる取組として、ビジネスパートナーをご紹介します。
株式公開支援	資本政策のご提案、内部体制整備のご相談、証券会社・監査法人のご紹介などお客さまの立場に立ちアドバイスいたします。
不動産有効活用	フランチャイザーや不動産専門業者のご紹介など遊休地の活用をサポートいたします。
コンサルティングなど	上記のほか、株式会社商工中金経済研究所により専門的な経営相談業務や組織の見直し・人事労務関連など、経営コンサルティング業務を行うとともに、各種セミナーなども実施しています。

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
株式会社商工組合中央金庫
高松支店
 〒760-0052
 高松市瓦町 1-3-8
 TEL.087-821-6145
 FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

融資制度のご案内

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは各事業までお気軽にお問い合わせください。

○新事業活動促進資金（経営力向上計画関連）の概要（国民）

融資対象者	中小企業等経営強化法第13条に基づき経営力向上計画の認定を受けた方
資金使途	経営力向上計画を行うために必要とする設備資金および運転資金
融資限度額	7,200万円（うち運転資金は4,800万円）
ご返済期間 （うち据置期間）	設備資金 20年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（2年以内）

○新事業活動促進資金（経営強化関連）の概要（中小）

融資対象者	中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定（変更承認を含む）を受けた方
資金使途	経営力向上計画を行うために必要な設備資金および長期運転資金
融資限度額	7億2,000万円（うち運転資金は2億5,000万円）
ご返済期間 （うち据置期間）	設備資金 20年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（2年以内）

○HACCP資金（食品産業品質管理高度化促進資金）の概要（農林）

融資対象者	食品の製造または加工の事業を行う中小企業者（協同組合等を含む）
資金使途	HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な設備資金 上記に併せて支出される、施設の円滑な立上げに必要な、システム開発費等の費用（特別の費用等） （指定認定機関の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画に基づく事業）
融資限度額	事業費の80%以内又は20億円のいずれか低い額
ご返済期間 （うち据置期間）	10年超15年以内（3年以内）

※利率等については、下記URLを参照して下さい。

〈支店窓口〉

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店（URL：<http://www.jfc.go.jp>）

〒760-0023 高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業（2階） Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274
 中小企業事業（3階） Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423
 農林水産事業（3階） Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

香川労働局からのお知らせ チェックしなくちゃ。最低賃金

香川県最低賃金は、令和元年10月1日から
時間額 **818円** が適用されています。

香川県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイト、嘱託の雇用形態や呼称にかかわらず、原則として香川県で働くすべての労働者に適用されます。

ただし、特定の産業(①冷凍調理食品製造業 ②はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 ③電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ④船舶製造・修理業、船用機関製造業)で働く労働者の方は、特定最低賃金(産業別最低賃金)及び香川県最低賃金のうち高い方の金額が適用されます。

■最低賃金に関するお問い合わせ先 香川労働局労働基準部 賃金室 電話 087-811-8919

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、
不安がある

自分で積み増しするには、
どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための
退職金制度です!

お申し込み・
お問い合わせは…

香川県中小企業団体中央会

〒760-8562 高松市福岡町2丁目2番2-401号(香川県産業会館4F)
TEL 087-851-8311 FAX 087-822-4377

小規模共済

検索

TEL:050-5541-7171(共済相談室)

BOOK RANKING 県内ベストセラー

10
10月総合ランキング

順位	書名	著者	出版社/定価
1	ケーキの切れない非行少年たち	宮口幸治	新潮社/792円
2	こども六法	山崎聡一郎	弘文堂/1,320円
3	ひとりて生きる 大人の流儀9	伊集院静	講談社/1,000円
4	瀬戸内国際芸術祭2019 公式ガイドブック	北川フラム 瀬戸内国際芸術祭実行委員会	美術出版社/1,222円
5	祝祭と予感	恩田陸	幻冬舎/1,320円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

（当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。）

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入（途中採用）や人材の送出（雇用調整による再就職支援など）をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20（高松センタービル8階）

TEL.087-851-1011
FAX.087-851-1014

ご利用時間
9:00~17:00
（土・日・祝日は除く）

